

入札公告

「福島県GAP推進員事業業務」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県財務規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年3月13日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 福島県GAP推進員事業業務
- (2) 業務内容 別紙「入札説明書」及び「福島県GAP推進員事業業務仕様書」による。
- (3) 履行期限 契約締結日より令和9年3月31日（水）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から現に入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める仕様に合致した業務又はこれと類似する業務について、過去5年以内に国又は地方公共団体が発注した業務の履行実績があり、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者の必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和8年3月19日（木）午後5時必着

- (2) 提出場所 郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農林総務課（福島県庁西庁舎9階）
電話番号 024-521-7394
F A X 024-521-7938

4 入札説明書の交付

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 交付場所 3(2)に掲げる場所に同じ。
(2) 期 間 令和8年3月13日(金)～令和8年3月19日(木)
午前9時から午後5時まで(最終日は正午まで)
(3) その他

郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番30枚が入る程度の大きさの封筒で、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月25日(水) 午後3時30分
(2) 場 所 福島県庁西庁舎3階 313会議室（福島市杉妻町2番16号）
(3) その他 郵送による入札は不可とする。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は入札説明書による。

(5) 本公告に関する問合せ先

福島県農林水産部農林総務課

電話番号 024-521-7394

FAX 024-521-7945

電子メール soumu.aff@pref.fukushima.lg.jp